

脱炭素による地域企業の成長のため、地域企業を中心とした企業間連携、産学連携によるカーボンニュートラル関連技術・サービスの開発やプロジェクト創出に向けた実現可能性調査等を支援します。

事業概要

補助対象者

市内に住所又は事務所を有する事業者を1者以上含む2者以上の者で組織された共同体であり、市税を滞納していない者。

※申請者のうち、市内業者を補助金の申請・受領等を行う「管理事業者」として指定して頂きます。

対象事業

カーボンニュートラル関連技術の開発やプロジェクト創出に向けて、エネルギー需要調査・スキーム検討・導入効果算定や、大学・研究機関・専門機関等への試験・調査委託や技術指導を受けるもの。

《対象事業の例》

- 以下の内容に係る検討・調査・試験など
- ・工場・事務所・家庭等における革新的な省エネ技術
 - ・地域と共生した太陽光発電事業（ソーラーシェアリング、ペロブスカイト太陽電池等）
 - ・電気自動車や蓄電池を活用したエネルギーマネジメント
 - ・電気自動車の再利用電池の有効活用
 - ・水素・アンモニア・e-メタン・e-fuelなど次世代エネルギーの製造・利活用
 - ・未利用バイオマス資源・廃棄物の有効利用
 - ・農林水産業・建設業・観光業・暮らしのカーボンニュートラル
 - ・清掃工場・下水処理場等で発生する非エネルギー起源の二酸化炭素削減
 - ・プラスチックの削減・リサイクル技術
 - ・カーボンクレジットの創出・地域内循環 など

対象経費

- (1) 原材料購入費
- (2) 開発設計費（開発に直接関与する者が当該開発の作業に従事した時間に対して支払われる人件費。対象経費の総額の2分の1を超えないこと。）
- (3) 外注委託費（試験委託費、調査研究委託費等）
- (4) 技術指導導入費（大学・研究機関・専門機関等からの技術指導を受ける場合の謝金等）
- (5) 交通費（国内の交通費）
- (6) 借損料（機器・設備類のリース料・レンタル料、会議等会場借料等）
- (7) 消耗品費（耐用年数1年未満のもの、または1件10万円未満のもので、開発に直接必要なものに限る。）

補助金額

上限 100 万円（対象経費の1/2以内）

スケジュール

- | | |
|----------|--|
| 1. 事前連絡 | 申請を検討される方は、 <u>事務局まで事前連絡ください。</u> |
| 2. 申請 | <u>令和7年10月31日（金）17時まで</u> ※締切まで随時受付 |
| 3. 審査会 | 申請受付後、2～3週間を目途に開催します |
| 4. 交付決定 | 審査会を経て決定します |
| 5. 事業実施 | 補助対象期間は、交付決定日から <u>令和8年2月28日（土）まで</u>
または事業終了日から10日以内のいずれか早い方 |
| 6. 実績報告 | 事業完了後10日以内に実績報告書を提出
※必要に応じて、補助事業者に補助事業の成果について
市主催のイベント等でプレゼンテーションを行っていただきます。 |
| 7. 補助金振込 | 令和8年4月予定 |

申請に必要な書類一覧

- ① 交付申請書…1部
- ② 見積書の写し…1部
補助対象経費のうち、1件(1項目)の経費が50万円以上のものについて、単価、数量、規格、メーカー、型番等詳細がわかる見積書を添付。ただし、「開発設計費」と「交通費」については提出不要。
- ③ 事業概要(企業・製品パンフレット等)…各1部
- ④ 直近1期分の決算関係書類(決算書または確定申告書)…1部
決算書については、貸借対照表及び損益計算書をご提出ください。
- ⑤ 市民税・県民税特別徴収義務者指定通知書の写し
または市民税・県民税特別徴収未実施理由書…1部
- ⑥ その他(製品や申請者に関する補足資料等)…1部

※管理事業者については、①～⑥すべてを提出。共同申請者については、③のみ提出。

補助要件や手続きの詳細については、浜松市ホームページに掲載されている「**募集案内**」をご確認ください。

「浜松市公式WEBサイト」⇒「創業・産業・ビジネス」
⇒「カーボンニュートラル」⇒「浜松市のカーボンニュートラル政策」
⇒「浜松市カーボンニュートラル技術開発推進事業費補助金」



https://www.city.hamamatsu.shizuoka.jp/shin-ene/new_ene/technology/subsidy.html

【お問合せ先】浜松市産業部カーボンニュートラル推進課（市役所本館6階）
〒430-8652 浜松市中央区元城町103番地の2
TEL：053-457-2502 E-mail：ene@city.hamamatsu.shizuoka.jp